

地域スポーツ人材の派遣

1 趣 旨

体育及び運動・スポーツがもっている特性に応じた楽しさを体験し、より運動・スポーツに親しむきっかけとして、中・高等学校における体育的な活動場面において、地域のスポーツ指導者を派遣し生徒に実技指導を行うことで、望ましい運動習慣の形成、体力向上及び教員の指導力の向上に資する。

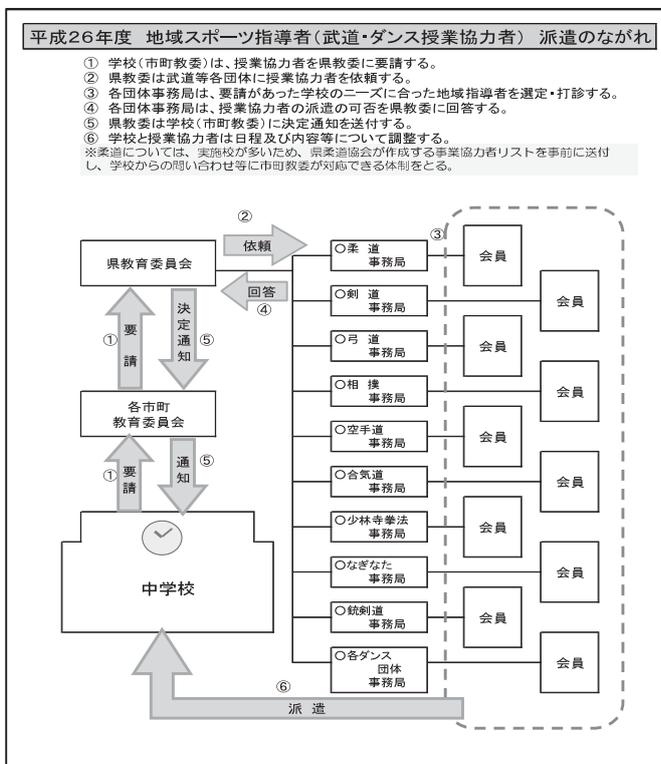
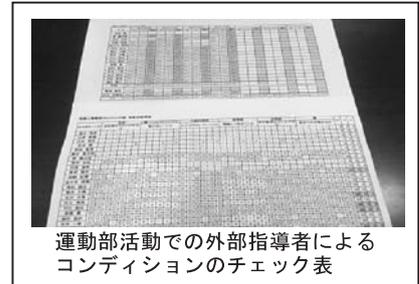
2 実施状況

平成21年度から、国の委託事業として実施している。

3 県教委の取組

(1) 中学校保健体育科授業への派遣

現在の中学校学習指導要領が全面実施となり3年が過ぎた。



保健体育科で武道及びダンスが必修となり、一昨年、武道関係団体等と協議の上、地域の武道各種目の有段者を対象とした「指導協力者リスト」を作成した。本県では柔道を実施する学校の割合が8割を超えることから、柔道の指導者リストについては、継続して活用しながら、学校からの要請があった場合、左図のように、事務局が地域の指導者を派遣する仕組みとした。

本県では、武道・ダンスの授業における地域の指導者活用について、一定の成果を得たと考えており、今後は、他領域についても地域の指導者を派遣し、より運動・スポーツに親しむことができる授業への取組を推進していく。

【H26 実施内容と学校数】

柔道 8校、剣道 3校
相撲 1校、ダンス 2校

(2) 中・高等学校運動部活動への派遣

中・高等学校における運動部活動に対して、専門的な技術指導力を備えた地域のスポーツ指導者やスポーツ医・科学的知見を有するトレーナー等を派遣することにより、多様化する生徒のニーズへの対応、複数の指導者による安心・安全な指導の充実、部顧問の負担軽減、スポーツ障害の予防など、地域社会と連携した部活動の活性化を図ることを目的としている。

今年度の実施内容と学校数は、以下のとおりである。

【H26 実施内容と学校数】

中学校：水泳 1校、柔道 4校、ソフトテニス 3校、バレーボール 4校、軟式野球 1校、卓球 1校、バスケットボール 3校、弓道 2校、バドミントン 2校、剣道 1校、サッカー 2校

高等学校：柔道 1校、バレーボール 2校、硬式野球 3校、卓球 5校、バスケットボール 8校、弓道 4校、バドミントン 1校、剣道 2校、サッカー 4校、フェンシング 1校、ハンドボール 3校、ヨガ(同好会) 1校

(3) 実施状況（過去3年間）

年 度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
派遣校数及び人数		校 数	人 数	校 数	人 数	校 数	人 数
中学校	授 業	28	23	18	21	14	14
	運動部活動等	18	22	19	23	15	24
高 校	運動部活動等	28	35	25	33	24	35

4 成果と課題

【成果】

（保健体育科授業）

- ・地域のスポーツ指導者が授業に参加することで、複数の指導者による指導体制ができ、多くの生徒への指導助言や補助等が可能となり、授業の活性化につながるとともに安全性も高まる。

（運動部活動）

- ・運動部活動において、地域のスポーツ人材を活用することで、生徒の多様化するニーズへの対応や顧問の指導力向上及び負担軽減につながった。
- ・スポーツ医・科学的知見を有するトレーナー等を活用することで、スポーツ障害の予防やより効率的効果的な練習方法への改善がみられた。

【課題】

（保健体育科授業）

- ・授業においては、計画された1単位時間の授業に対応しなければならないため、勤務等に支障のない指導者の派遣が必要となり、ニーズに対応できないことがある。また、学校の時間変更等への対応も課題である。

（運動部活動）

- ・運動部活動においては、各学校から実施状況以上の要請があるが、旅費等の経費面から十分な対応ができておらず、地域スポーツ指導者との連携のあり方を検討していく必要がある。



○地域の剣道指導者から、礼法や刀法指導を受ける。
(中学校)



○地域の指導者から、まわしの締め方について指導を受ける。
(中学校)



○地域の指導者から、正しいフォームによるウェイトトレーニングの指導を受ける。
(高校部活動)



○トレーナーから、傷害部位のマッサージを受ける。
(高校部活動)

「地域協育ネット」
推進に係る関連事業等